

千葉市債権管理対策本部設置要綱

(目的及び設置)

第1条 本市が保有する債権（以下「市債権」という。）の適正管理を全庁的に行うことにより、収入の確保と市民負担の公平性を維持するため、千葉市債権管理対策本部（以下「対策本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 対策本部は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市債権の管理に関する重要な方針決定に関すること。
- (2) 市債権回収の取組みに対する進行管理に関すること。
- (3) その他市債権の管理に必要があると認めること。

(組織)

第3条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、財政局所管副市長をもってこれに充てる。
- 3 副本部長は、他の副市長をもってこれに充てる。
- 4 本部員は、別表1に掲げる職にある者をもってこれに充てる。
- 5 本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理する。

(幹事会)

第4条 対策本部に、次に掲げる事務を行うため幹事会を置く。

- (1) 対策本部での審議案の作成に関すること。
- (2) 対策本部での決定事項の具体化及び調整に関すること。
- 2 幹事長は財政局税務部長をもってこれに充てる。
- 3 幹事会員は、所管する事業に係る債権の滞納額がおおむね1,000万円以上である課等の長等とし、別表2に掲げる職にある者をもってこれに充てる。
- 4 幹事長は、幹事会において協議し、検討した事項について、本部長に報告する。

(招集及び主宰)

第5条 対策本部会議は、本部長が招集し、これを主宰する。

- 2 幹事会議は、幹事長が招集し、これを主宰する。
- 3 前2項の会議において必要があると認める場合は、構成員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第6条 対策本部及び幹事会の庶務は、納税管理課において処理する。

(委任規定)

第7条 この要綱に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長がこれを定める。

附 則

この要綱は、平成23年 7月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 7月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 4月 5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 5月 7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 1月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年 4月 1日から施行する。

別表 1

総合政策局長

総務局長

財政局長

市民局長

保健福祉局長

こども未来局長

環境局長

経済農政局長

都市局長
建設局長
中央区長
花見川区長
稲毛区長
若葉区長
緑区長
美浜区長
消防局長
水道局長
会計管理者
議会事務局長
病院局次長
教育次長

別表 2

総務局総務部政策法務課長
総務局情報経営部業務改革推進課行政改革担当課長
財政局財政部資金課長
財政局財政部財政課長
財政局税務部納税管理課長
保健福祉局保護課長
保健福祉局医療衛生部健康保険課長
保健福祉局医療衛生部生活衛生課長
保健福祉局高齢障害部介護保険管理課長
保健福祉局高齢障害部介護保険事業課長
保健福祉局高齢障害部障害福祉サービス課長
こども未来局こども未来部健全育成課長
こども未来局こども未来部こども家庭支援課長
こども未来部こども未来部東部児童相談所担当課長
こども未来局幼児教育・保育部幼保運営課長
環境局資源循環部産業廃棄物指導課担当課長
経済農政局経済部地方卸売市場長
都市局建築部住宅整備課長
建設局下水道企画部下水道経理課長
中央区役所市民総合窓口課長
病院局経営企画課長
会計室長
教育委員会学校教育部保健体育課学校給食担当課長